基本目標3

安全・安心なまち

政策 3-1 災害に強いまちづくり

政策 3-2 消防・救急体制の充実

政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進

政策 3-4 犯罪のないまちづくり



政策3-1 災害に強いまちづくり

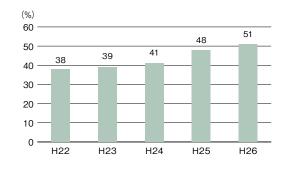
施策 1 防災対策の推進

施策 2 総合的な危機管理の推進

本市の現状・課題

- ●大規模災害に備え、河川改修・排水路改修や急傾斜地崩壊対策、防災行政無線による屋外・屋内への伝達機能の整備などを計画的に推進するとともに、自主防災組織の結成・育成を図る必要があります。
- ●平常時から災害を想定した合同訓練等を行い、関係機関との協力体制の確立と市民の防災意識の高揚を図っています。
- ●あらゆる危機に対して、市民や行政が的確に対応できる総合的な危機管理が必要です。

(1)自主防災組織の結成率



資料)大村市安全対策課

(2)総合防災訓練(バケツリレー)の様子



施策 1 防災対策の推進 1 防災機能の強化 2 地域防災体制の充実 3 防災情報伝達体制の充実 施策 2 総合的な危機管理の推進 1 危機管理意識の向上 2 危機管理体制の充実

政策3-1 災害に強いまちづくり

防災対策の推進

施策の方針・指標

水害防止対策や土砂災害防止対策など防災機能の強化を推進するとともに、地域社会が一体となった防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
河川の改修率 (%) (準用河川*1+よし川)	47 (H26年)	50 (H32年)
雨水整備率(%)(整備面積/認可区域面積)	56.2 (H26年)	58.6 (H32年)
自主防災組織の結成率(%)	51 (H26年)	80 (H32年)

施策の概要

■ 防災機能の強化

台風や大雨などによる河川の氾濫を防ぐため、河川の改修・しゅん渫^{*2}や、排水路・雨水管 渠の整備を推進するとともに、砂防指定地域や崩壊の恐れのある土砂災害危険箇所など、危 険区域の土砂災害防止対策を進めます。

また、避難標識や避難路等の整備、避難場所となる公園・緑地などオープンスペースの確保、食糧や飲料水をはじめ備蓄品の十分な確保などに取り組みます。

2 地域防災体制の充実

地域防災体制の充実や防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の結成・育成や防災知識の普及啓発に努めます。

また、災害発生時に備えた避難行動の周知や市民総参加の総合防災訓練を実施します。

3 防災情報伝達体制の充実

防災情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため、防災行政無線による屋外・屋内への伝達機能の整備に加え、市公式ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティエフエム、インターネット、SNS等の各種情報媒体を活用した情報伝達体制の充実を図ります。

※1 準用河川: 一級河川、二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定し、管理を行っている河川で、河川法の二級河川に関する規定(河川法施行令第56条に定められるものを除く。)が準用される。 ※2 しゅん渫: 海底・川床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。

政策3-1 災害に強いまちづくり

施策2 総合的な危機管理の推進

施策の方針

様々な危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、危機管理意識の向上や危機管理体制の充実に努めます。

施策の概要

□危機管理意識の向上

新たな感染症の流行や他国からの武力攻撃など、様々な危機が発生した場合に、市民が適切かつ迅速に行動できるよう、平常時から危機に関する調査や想定訓練を実施するとともに、 広報等による危機管理意識の普及啓発を行います。

2 危機管理体制の充実

様々な危機に対し、市が組織として救援・復旧活動などへ迅速・的確に対応するため、業務継続計画の策定や国民保護計画の見直しなど、体制の構築・充実を進めるとともに、国や県、 関係機関との密接な連携に努めます。

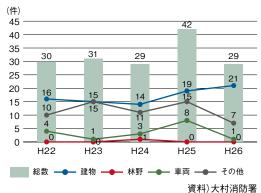
□ 消防・救急体制の充実

施策1 消防・救急体制の充実

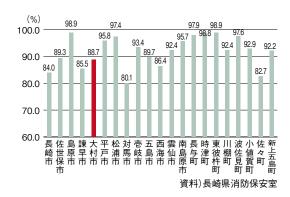
本市の現状・課題

- ●本市の火災件数は年間30~40件前後で推移しています。
- ●平成27年4月には大村消防署久原分署を開設し、市の南部地区への緊急車両到達時間の短縮及び消防・救急の体制強化を図りました。今後も、防火水槽など消防施設の整備や減少傾向にある消防団員の安定的な確保など消防体制の強化や、救急救命・救助体制の充実が必要です。

(1)火災件数



(2)消防団員充足率(平成27年4月1日時点)



政策3-2 消防・救急体制の充実

施策 1 消防・救急体制の充実

11 消防体制の充実

2 救急救命・救助体制の充実

政策3-2 消防・救急体制の充実

消防・救急体制の充実

施策の方針・指標

消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
消防団員の数 (人)	620 (H26年)	700 (H32年)
当番医の病院数 (病院)	71 (H26年)	80 (H32年)

施策の概要

■ 消防体制の充実

火災や風水害等から市民の尊い生命と財産を守るために、消防体制の維持・充実を図ります。

また、身近な地域の消防体制を支える消防団については、団員の確保に努めるとともに、 老朽化した詰所など施設の計画的な整備を行い、消防団が活動しやすい環境づくりを進め ます。

さらに、消防車両、通信システム等の計画的な更新のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利について、適切な維持管理と計画的な整備を進めます。

2 救急救命・救助体制の充実

救急救命・救助活動に対する出動回数の増大や、救急医療の高度化に対応するため、国立病院機構長崎医療センター、市立大村市民病院、その他の医療機関と消防署との連携を一層強化し、夜間・休日などの時間外や災害時などの緊急時にも迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

政策3-3 交通安全と消費者保護の推進

施策1 交通安全の推進

施策 2 消費者保護の推進

本市の現状・課題

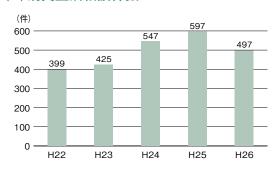
- ●高齢者の関わる交通事故が増加しているため、高齢者の交通安全対策が必要となっています。
- ●本市は平坦地が多く、自転車の利用が県内で最も多いことから、平成26年3月に県内初となる「大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例」を制定しました。今後も条例に基づき、自転車の安全利用の促進及び放置防止に取り組む必要があります。
- ●消費生活相談の内容は高度化・複雑化しています。このため、相談員の専門的知識の 向上等、相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化が必要です。

(1)交通事故発生件数



資料)大村警察署

(2)消費生活相談件数



資料)大村市消費生活センター

政策3-3 交通安全と消費者保護の推進

施策 1 交通安全の推進

- 交通安全の意識の高揚
- 2 交通安全施設の整備

施策 2 消費者保護の推進

- 11 消費生活相談体制の充実
- 2 消費者トラブル等の未然防止

政策3-3 交通安全と消費者保護の推進

施策1 交通安全の推進

施策の方針・指標

市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設等の整備を進め、交通事故の防止や歩行者の安全確保などを図ります。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
交通事故の発生件数 (件/年)	2,143 (H26年)	1,900 (H32年)

施策の概要

■交通安全の意識の高揚

市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故防止が図られるよう、交通安全講習会の開催や登下校時の立哨等を行います。

また、近年、増加傾向にある高齢者の交通事故の防止に向けた各種講習会の開催、自転車の安全利用の促進と公共の場所における放置防止対策等により、安全で快適な市民生活の確保に努めます。

2 交通安全施設の整備

歩行者やドライバーの安全を確保するため、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設の計画的な整備を進めます。

また、通学路の安全を確保するため、地域住民の理解を得ながら「ゾーン30*1」の指定を進めます。

^{※1} ゾーン30:区域(ゾーン)を定めて最高速度を時速30キロメートルとする交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせることで、生活道路における歩行者等の安全性の向上を図るもの。

施策2 消費者保護の推進

施策の方針・指標

消費生活相談体制の充実・強化、消費者トラブルの未然防止のための意識啓発や講座の開催などを行うことで、消費者の保護を推進します。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
消費生活相談件数 (件/年)	497 (H26年)	600 (H32年)

施策の概要

■消費生活相談体制の充実

架空請求や悪徳商法など、複雑・多様化する消費者トラブルや、振り込め詐欺などに関する 相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

2 消費者トラブル等の未然防止

消費者トラブルや振り込め詐欺などから市民の被害を未然に防止するため、広報紙や市公式ホームページ等を利用した情報発信の強化に努めるほか、市民講座・出前講座による啓発活動を行います。

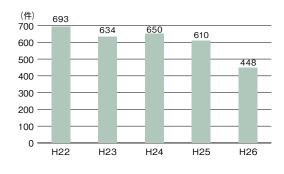
政策3-4 犯罪のないまちづくり

施策 1 犯罪のないまちづくり

本市の現状・課題

- ●本市の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、積極的な防犯活動を推進する必要があります。
- ●管理されていない空き家の増加は、市民生活に悪影響をもたらすことから、その総合的な対策に取り組む必要があります。

(1)刑法犯の認知件数



資料)大村警察署

(2) 防犯キャンペーンの様子



政策3-4 犯罪のないまちづくり

施策 1 犯罪のないまちづくり

- 防犯意識の高揚
- 2 地域防犯体制の充実
- 3 空き家等の適切な管理の促進

政策3-4 犯罪のないまちづくり

施策1 犯罪のないまちづくり

施策の方針・指標

市民が安全・安心な生活環境の中で暮らせるように、警察や関係団体と連携した防犯活動を推進するとともに、空き家等の適切な管理を促進します。

指 標	基準値 (基準年)	目標値(目標年)
刑法犯の認知件数 (件/年)	448 (H26年)	400 (H32年)

施策の概要

■防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を持ち、防犯対策に自ら取り組めるよう、防犯講習会を開催するなど、警察や防犯協会などと連携した意識啓発に努めます。

また、地域安全運動や防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙や市公式ホームページなどで犯罪発生状況や防犯対策などの情報を発信し、防犯意識の高揚に努めます。

2 地域防犯体制の充実

地域における自主的な防犯活動を促進するため、防犯パトロールや登下校時の子どもたちの見守りなど、町内会や防犯ボランティアが取り組む防犯活動を支援します。

また、防犯灯などを計画的に整備するとともに、「こども110番の家」の利用に関する周知や不審者情報の配信など、防犯対策を推進します。

3 空き家等の適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、防犯等を含め、地域住民の生活環境に悪 影響を及ぼさないよう、空き家対策特別措置法等に基づき指導等を行います。